

議案第 36 号

市道路線（不入斗原線）の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	終 点	経過地
不入斗原線	不入斗字原 404 番地先	不入斗字原 420 番 2 地先	

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

原障子線を新たに市道路線に認定することに伴い、市道不入斗原線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。